

堺市長様

北部地域整備事務所アスベスト除去外工事
に伴うアスベスト調査

調査報告書(中間報告)

平成30年6月6日

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会 (ASA)

代表理事 貴田晶子



平成 30 年 5 月 28 日付堺建監第 339 号「北部地域整備事務所煙突内アスベスト有無確認の調査結果について（依頼）」につきまして下記の回答（中間報告）を致します。

記

1. 「アスベスト残存の有無に対する見解」

- ・平成 30 年 5 月 27 日 9 時 22 分から 12 時 4 分にかけて、除去工事、調査分析業の「建築物石綿含有建材調査者」の有資格者 7 名による目視確認調査を実施した。
- ・煙突内側の横引き煙道取り合い部分に煙突用断熱材の小片や小塊が残存していた。採取し、JIS A1481-1 及び 4（偏光顕微鏡による定性及び定量分析法）で分析した。アモサイト（煙突に使われている。別称：茶石綿）57.8%の含有が確認された。
- ・なおこれらの断熱材には周り含め、散布された粉塵飛散防止剤が浸透していることが目視で確認された。目視で確認できた限りにおいて、かく乱しない限り、これらの残存した煙突用断熱材の小片や小塊からの発じんはないと考える。
- ・また煙突内側には筋状（縞状）に疑義物質が残っており、採取し定性定量分析を実施した。アモサイト 8.49～20.1%の含有を確認した。筋状の物質には粉状物質が表面に付着しており、粉じん飛散防止剤の主成分である炭酸カルシウムであると思われる。粉状物質の内側には、わずかにアスベスト纖維（アモサイト）が目視でも確認された。
- ・残存した筋状のアスベスト含有物質には、粉塵飛散防止剤は全面に塗布されており、目視で確認できた限りにおいて、攪乱しない限り、これらの部位からの発じんはないと考える。

2. 「施工状況についての見解」

- ・以下の見解は 5 月 27 日に目視できた状況から判断したもので、それ以前の状況は対象としていない。
- ・横引き煙道の接続部の取り残し、筋状の取り残し等があることから、細部の施工状況は“粗い仕事”であると判断される。
- ・一方、煙突用アスベスト断熱材の大部分は除去できており、残存部分は極小である。それらに対して飛散防止剤が十分に塗布されていることから、飛散する状態ではないと判断した。

3. 「周辺への影響についての見解」

- ・5 月 27 日の煙突内目視調査中の 9 時 22 分から 12 時 12 分に、煙突近くの保育園園庭で空気環境測定を実施した。環境省アスベストモニタリングマニュアル（4.1）の位相差偏光顕微鏡法による分析結果は不検出 (<0.08 本/L) であった。調査中のアスベストの漏洩は確認されなかった。
- ・同時に測定した集塵機排気ダクト出口は不検出 (<0.08 本/L) であった。
- ・以上より、煙突内目視調査時の周辺への影響はなかったと考える。
- ・また現況の煙突頂部は暴風雨などでも損傷を受けない様にコンクリートで密閉されている。煙突内側から見上げて、煙突頂部からの陽光の漏れは確認されなかった。
- ・機械室の横引き煙道口は鉄板がアンカー止めされ、シーリングで密封されている。
- ・煙突下部の点検口（灰出口）は空気の流通を起こさない様に、扉の周囲を鍵穴まで含めてシーリングされている。
- ・煙突は堅牢なコンクリート、鉄板・シールで密閉状態にあり、空気の流通はない状態である。以上より、現在の煙突の残存アスベストによる周辺の影響は低いと考える。
- ・さらに本調査では、機械室内・外を目視により、機械室内部の窓枠上部、レール内側、照明器具の裏側、同吊り金具のクランプ部、ガラリの棧の全列、大型ファンの羽の両面などにある付着物を採取し、実体顕微鏡で現地確認した。外部は屋上の煙突周辺の雰囲気（クラック、縫隙ほか）の観察、保育園側の露地内に面する窓枠、保育園側ブロックとの隙間、雨水枠の状況などを同様に観察した。いずれの箇所もアスベスト纖維状の物は発見されなかった。

以上